

1 改正趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」については、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収運業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきた。

今般、収運業審査基準が改正され平成31(2019)年1月1日から適用されることに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものである。

併せて、所要の改正を行う。

※収運業審査基準改正の概要

栃木県行政書士会の規則制定に伴い、「産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会」の名称を変更し、修了証は有効期間内のものに限る旨を規定した。

2 改正内容

- (1) 「産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会」の名称変更及び修了証の有効期間設定に伴う改正

栃木県行政書士会の規則制定に伴い、次のとおり改正する。

【現行】 産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会修了者

【改正後】 産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会修了者（修了証の有効期間内のものに限る。）

- (2) その他所要の改正

ア 2以上の申請を同時に行う場合（産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業を同時に申請する場合等）、1つの申請にのみ証明書類等を添付し他の申請には同書類の添付を省略することができる書類に「直前の事業年度の法人税申告書別表第二『同族会社等の判定に関する明細書』の写し」を加える。

イ 変更許可申請において、その内容に変更がない場合に限り添付を要しない書類を規定する。

3 施行期日

平成31年1月1日から適用する。